

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院の理念である「安心の空間での医療」を提供する為に、患者様と医療従事者との良好な信頼関係が必要になります。しかし、以下のような**暴言・暴力・迷惑行為**があった際は、その信頼関係を損なうだけではなく、**場合によっては、退去を命ずるか、或いは警察介入を依頼することがあります**。予めご了承くださいと共に、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の医院利用者や職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 来院者および職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 病院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（無断離院・院内の規則違反等）
7. 病院側の了承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. 正当な理由なく診療費の支払いを拒否すること
11. その他、他の院内利用者や医院の迷惑と判断される行為、および医療に支障をきたす迷惑行為

【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

●医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉をつかむ等の暴力行為をする⇒

<刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させた場合 ⇒ <刑法 204 条 傷害罪>

●院内の設備や備品を破壊する ⇒ <刑法 261 条 器物損壊罪>

●医療従事者や患者に暴言を浴びせる ⇒ <刑法 231 条 侮辱罪>

●わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する⇒

<刑法 234 条 威力行為妨害罪>

●「お前らただじゃすまんぞ」「不幸がおきるで」等脅迫的暴言を吐く⇒

<刑法 222 条 脅迫罪>

●医療従事者に物を投げつける等の行為をする ⇒ <刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させた場合 ⇒ <刑法 204 条 傷害罪>

●土下座させたり、謝らせたりする ⇒ <刑法 223 条 強要罪>

●正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない⇒

<刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪>

暴力・迷惑行為には医院全体が一丸となって毅然として対処することにより、職員の疲弊や不安が取り除かれ、本来医療の持つ使命感とやる気が引き出され、ひいては患者さんの安全・満足に繋がるものと考えております。